

お父さん、お母さんと、ご自身が元気なうちに知っておきたい話

～認知症と診断される前にできること 元気な今だから考えてみませんか～

もし、「認知症」等で判断力がなくなってしまうたら、
「財産管理」や「相続対策」ができなくなってしまういます。



もし、親が認知症になったら、たとえ子供でも、「親のお金を引き出すこと」も、
介護費用に充てるために「親の自宅を貸したり、売ったりすること」も
できなくなってしまういます。親はもちろん、子供も困ってしまいます。
そんな備えに…

家

族

信

託

家族信託は、本人の代わりに、財産の管理や運用を任せる人を決めて、確実に実行してもらうための家族間の信託契約です。

こうすることで、本人の判断力がなくなった後でも、子供が継続的に財産管理を行って、預金の引出しや、自宅、アパートの管理・修繕や売却などが行えるようになります。

いざという時に備えて、豊田信用金庫で「家族信託」の相談をしてみませんか？



**認知症等で判断能力がなくなった場合の
資産凍結トラブル**をご存じですか？

1. 預貯金（銀行口座）

本人であっても、たとえ家族であっても

- 普通預金……お金が下せない！
- 定期預金……解約できない！

2. 不動産（自宅・アパート・土地など）

所有者（名義人）が認知症になると、家族であっても、

- 不動産を売ることができない！
- リフォーム・修繕ができない！
- 賃貸の契約ができない！